

青森県報

第四千三百八十号

平成二十九年
十一月二十七日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 特定行為業務の登録……………(高齢福祉課) ……六
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域民局) ……六

告 示

示

青森県告示第八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる事務所在地	名称	所在地
平内町	東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三	平内町国民健康保険平内中央病院	東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢一の一
〃	〃	〃	〃
株式会社メデイウエル	平川市小和森種取三〇の五	すずらん調剤薬局松原東店	弘前市大字松原東二丁目五の二六
〃	〃	〃	〃
〃	〃	すずらん調剤薬局弘前駅前店	弘前市大字駅前町六の一
〃	〃	〃	〃
株式会社町田アンド町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	サカエ薬局西	五所川原市字八端町一一の一
株式会社HI RATA	弘前市大字大町三丁目二の五	植田町薬局	弘前市大字植田町一五の二
川山 富士子	北津軽郡中泊字砂山一八三の二	こどもり調剤薬局	北津軽郡中泊字砂山一〇七六の二
株式会社丸大サクラヤ薬局	青森市大字三内字玉作二の七	ハッピー調剤薬局青森剣吉店	三戸郡南部町大字剣吉字堰合一五の四
〃	〃	〃	〃

指定年月日

平成
二九・七・一

二九・八・八

二九・七・一

二九・一〇・一

二九・二・一

二九・一〇・一〇

青森県告示第八百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

〃	株式会社メ デイウェル	〃	平内町	〃	〃	関 秀一	名 称	介 護 予 防 事 業 者
〃	種 取 三 〇 の 五	〃	東 津 軽 郡 平 内 町 大 字 小 湊 六 三	〃	〃	弘 前 市 大 字 賀 田 一 丁 目 一 四 の 二	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 の 種 類
〃	管 理 指 導	介 護 予 防 訪 問 テ ー ビ リ シ ョ ン	訪 問 看 護	介 護 予 防 訪 問 テ ー ビ リ シ ョ ン	介 護 予 防 訪 問 看 護	介 護 予 防 居 宅 療 養 指 導	名 称	介 護 予 防 事 業 所
店 薬 局 弘 前 駅 前 前	薬 局 松 原 東 店	〃	平 内 町 国 民 健 康 保 険 平 内 中 央 病 院	〃	〃	関 東 中 津 軽 診 療 所	所 在 地	指 定 年 月 日
前 弘 前 市 大 字 一 一 六 の 一	弘 前 市 大 字 松 二 丁 目 五 の 二 六	〃	東 津 軽 郡 平 内 町 大 字 小 湊 一 の 一 外 ノ 沢	〃	〃	弘 前 市 大 字 賀 田 一 丁 目 一 四 の 二	〃	〃
〃	二 五 ・ 八 ・ 八	〃	二 五 ・ 七 ・ 一	〃	〃	平 成 二 五 ・ 八 ・ 一	〃	〃

青森県告示第八百一十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

株 式 会 社 丸 大 サ ク ラ キ 薬 局	川 山 富 士 子	株 式 会 社 H I R A T A	株 式 会 社 町 田 ア ン ド 町 田 商 会
七 内 字 玉 作 二 の 三	北 津 軽 郡 中 泊 砂 山 一 一 八 三 の 二	弘 前 市 大 字 大 三 丁 目 二 の 五	弘 前 市 大 字 境 四 田 二 八 の 一
〃	〃	〃	〃
店 薬 局 青 森 剣 吉	こ ど ま り 調 剤 薬 局	植 田 町 薬 局	北 サ カ エ 薬 局 西
合 大 字 一 五 の 四	三 戸 郡 南 部 町 大 字 吉 字 堰	弘 前 市 大 字 植 田 一 五 の 二	五 所 川 原 市 字 八 端 町 一 の 一
二 五 ・ 一 〇 ・ 一 〇	二 五 ・ 二 ・ 一	二 五 ・ 一 〇 ・ 一	二 五 ・ 七 ・ 一

〃	社 会 福 祉 法 人 津 軽 富 士 見 会	名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
〃	弘 前 市 大 字 山 崎 一 丁 目 三 の 七	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 支 援 事 業 所
支 援 事 業 所	弘 前 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 介 護 保 険 サ ー ビ ス 事 業 セ ン タ ー	名 称	休 止 年 月 日
弘 前 市 大 字 鬼 沢 字 山 ノ 越 二 四 九	弘 前 市 大 字 自 由 丘 五 丁 目 五 の 三	所 在 地	〃
〃	平 成 二 五 ・ 四 ・ 一	〃	〃

青森県告示第八百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		廃止年月日
				名称	所在地	
津軽保健生活協同組合		弘前市大字田町五丁目二の二	訪問看護	津軽保健生活協同組合 健生病院	弘前市大字野田二丁目二の一	平成二九・九・三〇
〃	〃	〃	訪問リハビリテーション	〃	〃	〃
〃	〃	〃	居宅療養管理指導	〃	〃	〃
〃	〃	〃	訪問リハビリテーション	津軽保健生活協同組合 健生クリニック	〃	〃
〃	〃	〃	通所リハビリテーション	〃	〃	〃
〃	〃	〃	居宅療養管理指導	〃	〃	〃
社会福祉法人八甲田会		十和田市大字相坂の二二三二	訪問介護	ヘルパーズセンター八甲庄	十和田市大字相坂の九九六	二九・七・一
社会福祉法人愛成会		弘前市大字豊原一丁目一の三	通所介護	自由ヶ丘センター	弘前市大字金属町五の三〇	二九・三・三

社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字西町二丁目一の二	在宅介護支援センター白神庄	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一四三の二	二九・三・三
社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	二九・七・三

社会福祉法人愛成会	弘前市大字豊原一丁目一の三	介護予防	弘前市大字野田二丁目二の一	平成二九・九・三〇
〃	〃	居宅介護管理指導	〃	〃
〃	〃	通所介護	〃	〃
〃	〃	訪問リハビリテーション	〃	〃
〃	〃	訪問リハビリテーション	〃	〃
〃	〃	居宅療養管理指導	〃	〃
〃	〃	訪問リハビリテーション	〃	〃

青森県告示第八百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所		廃止年月日
				名称	所在地	
津軽保健生活協同組合		弘前市大字田町五丁目二の二	訪問リハビリテーション	津軽保健生活協同組合 健生クリニック	弘前市大字野田二丁目二の一	平成二九・九・三〇
〃	〃	〃	訪問リハビリテーション	〃	〃	〃
〃	〃	〃	居宅介護管理指導	〃	〃	〃
〃	〃	〃	通所介護	〃	〃	〃
〃	〃	〃	訪問リハビリテーション	〃	〃	〃
社会福祉法人愛成会		弘前市大字豊原一丁目一の三	通所介護	自由ヶ丘センター	弘前市大字金属町五の三〇	二九・三・三

青森県告示第八百十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人平川市社会福祉協議会	〃	社会福祉法人つがる三和会	社会福祉法人八甲田会
平川市柏木町藤山一六の一	〃	弘前市大字西町二丁目一の二	十和田市大字相坂字高清水七七八の二三二
介護予防訪問入浴介護	介護予防通所介護	〃	介護予防訪問介護
社会福祉法人平川市社会福祉協議会平賀事業所	デイサービスセンター白神荘	在宅介護支援センター白神荘	ヘルパーステーション八甲荘
平川市柏木町藤山一六の一	〃	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一四三の二	十和田市大字相坂字高清水七七八の九九六
二五・七・三	〃	二五・三・三	二五・七・一

〃	株式会社メデイウエル	〃	〃
〃	平川市小和森種取三〇の五	〃	〃
〃	居宅療養管理指導	〃	〃
すずらん調剤薬局弘前駅前	すずらん調剤薬局松原東店	〃	〃
弘前市大字駅前六の一	弘前市大字松原東二丁目五の二六	〃	〃
〃	平成二五・八・八	〃	〃

青森県告示第八百十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社町田会	〃	〃	〃
弘前市大字境関字西田二八の一	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
サカエ薬局西	〃	〃	〃
五所川原市字八端町一一の一	〃	〃	〃
二五・七・一	〃	〃	〃

株式会社町田会	〃	株式会社メデイウエル	〃
弘前市大字境関字西田二八の一	〃	平川市小和森種取三〇の五	〃
〃	〃	介護予防居宅療養管理指導	〃
サカエ薬局西	すずらん調剤薬局弘前駅前	すずらん調剤薬局松原東店	〃
五所川原市字八端町一一の一	弘前市大字駅前六の一	弘前市大字松原東二丁目五の二六	〃
二五・七・一	〃	平成二五・八・八	〃

青森県告示第八百十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業所	休 止 年 月 日
主たる事務所の所在地	社会福祉法人津軽富士見会 弘前市大字山崎一丁目三の七	主たる事務所の所在地	弘前特別養護老人ホーム介護保険サービス事業センター 弘前市大字自由丘五丁目五の三	〃
名 称	弘前園居宅介護支援事業所	名 称	弘前市大字鬼沢字山ノ越二四九	〃
〃	〃	〃	〃	平成 二九・四・一

青森県告示第八百十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業所	廃 止 年 月 日
主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	主たる事務所の所在地	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	訪問看護	津軽保健生活協同組合 健生病院	弘前市大字野田二丁目二の一	平成 二九・九・三〇
〃	〃	訪問リハビリテーション	〃	〃	〃
〃	〃	居宅療養管理指導	〃	〃	〃
社会福祉法人愛成会	弘前市大字豊原一丁目一の三	通所介護	自由ヶ丘デイサービスセンター	弘前市大字金属町五の三〇	二九・三・三三
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字茜町二丁目一の二	訪問介護	在宅介護支援センター	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一四三の二	〃
社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	訪問入浴介護	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	二九・七・三三

青森県告示第八百十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	名 称	介護予防事業所	廃 止 年 月 日
主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	主たる事務所の所在地	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

公 告

〇二〇〇二 二〇〇〇二	登 録 番 号	八 平 成 二 元 二 一 六	登 録 年 月 日	仁 医 療 法 人 泉 会	氏 名 又 は 称	八 字 字 八 戸 市 大 一 一 八 河 原 太 郎 木	住 所	三 戸 郡 新 大 字 金 字 大 字 新 大 字 新 大 字 新	名 称	介 護 老 人 保 健 施 設 所	三 戸 郡 新 大 字 金 字 大 字 新 大 字 新	所 在 地	平 成 二 元 二 一 六	業 務 開 始 年 月 日	介 護 老 人 保 健 施 設	備 考
----------------	---------	--------------------	-----------	------------------	-----------	----------------------------------	-----	-----------------------------------	-----	-------------------	-----------------------------	-------	---------------	---------------	-----------------	-----

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十九年十一月二十七日

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

青森県告示第八百二十号

社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	介護予防訪問入浴	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	介護予防訪問入浴	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	介護予防訪問入浴	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	介護予防訪問入浴	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	介護予防訪問入浴	社会福祉法人平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山一六の一	介護予防訪問入浴
------------------	--------------	----------	------------------	--------------	----------	------------------	--------------	----------	------------------	--------------	----------	------------------	--------------	----------	------------------	--------------	----------

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 鈴木建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 花田仁
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市新町三丁目三二の二二〇一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―二七）第一七九一号
- 五 取消年月日 平成二十九年十一月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十八年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）青森市長島一丁目一番一号 青森県
 （印刷所・販売人）青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
 毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚三付十五円四十四銭